

障第959号
令和3年6月22日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

1 主な訂正内容

別紙4 地域移行支援にかかる留意事項通知

「虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。(追加)」

別紙5 計画相談支援にかかる留意事項通知

「虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。(追加)」

その他、条文のずれや句読点の誤り、文言の修正がされております。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	岩 垣
電 話	058-272-1111 内2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		